

# 業務の運営に関する規程

事業所名 株式会社カワタキコーポレーション

## 第1 求人

1. 弊社は、(取扱職種の範囲等)に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。  
但し、その申込みの内容が法令に違反又は、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合、一定の労働関係法令(労働基準法及び職業安定法等)違反のある場合及び暴力団などによる求人である場合は受理しません。
2. 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込み下さい。直接来所出来ないときは、郵便、電話、ファクシミリ又は電子メールでも差し支えありません。
3. 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の労働条件をあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等により明示してください。  
但し紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示ができない時は、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示して下さい
- 4 求人受付の際には、受付手数料を、別表の料金に基づき申し受けます。いったん申し受け付けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返し致しません。

## 第2 求職

1. 弊社は、(取扱職種の範囲等)に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。  
但し、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
2. 求職の申込みは、本人が直接来所されて、所定の求職票によりお申込み下さい。
3. 常に、日雇的又は臨時的な労働に従事することを希望される方は、弊社に特別の登録をしておき、別に定める登録証の提示によって、求職申込みの手続きを省略致します。
4. (取扱職種が、芸能家、家政婦(夫)、配せん人、調理師、モデル又はマネキンの場合) 求職受付の際には、受付手数料を、別表の料金表に基づき申し受けます。いったん申し受け付けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返し致しません。

### 第3 紹介

- 1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、そのご希望と能力に応じる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。
- 2 求人の方には、その希望に適合する求職者を極力お世話致します。
- 3 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合にはファクシミリの利用若しくは電子メール等により明示します。但し、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等により明示できないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。
- 4 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行しますので、その紹介状を持参して求人者へ行って頂きます。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
- 6 弊社は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に紹介はしません
- 7 就職が決定しましたら求人された方から別表の手数料表に基づき、紹介料を申し受けます。

### 第4 その他

- 1 弊社は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連絡を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情が有った場合は、迅速、適切に対応致します。
- 2 弊社の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から弊社に対して、その報告をして下さい。又弊社の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6ヵ月以内に離職（解雇された場合を除く）したか否かについて、求人者から弊社に対して報告して下さい。
- 3 弊社は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います
- 4 弊社が広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。又、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提唱の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、弊社で当該情報が正確、最新ないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうかを確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
- 5 弊社は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合

員であること等を理由として差別的な取り扱いは一切致しません。

- 6 弊社の取扱職種の範囲等は、「国内・全職種」です。
- 7 弊社の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであるが、弊社の業務はすべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくお尋ねください。

2022年10月1日

代表者 株式会社カワタキコーポレーション  
代表取締役 川端 健嗣

様式例第3号-1 【一般登録型】

手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<p style="text-align: right;">0 円</p> <p>手数料負担者は 求人者 とします。</p>
<p>求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス</p> <p>【職業紹介サービス】</p>	<p>成功報酬</p> <p>(期間の定めのない雇用契約の紹介の場合)</p> <p>当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の</p> <p style="text-align: right;">30%</p> <p>(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合)</p> <p>当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の</p> <p style="text-align: right;">30%</p> <p>手数料負担者は 求人者 とします。</p>
<p>求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス</p> <p>【職業紹介の付加サービス】</p>	<p>成功報酬</p> <p>当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の</p> <p style="text-align: right;">30%</p> <p>手数料負担者は 求人者 とします。</p>

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号

26-ユ-300430

事業所の名称及び所在地

株式会社カワタキコーポレーション

京都府京都市南区久世築山町212番地1

## 返戻金制度について

### 返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社後3ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

(1) 入社後1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 80%

(2) 入社後1ヶ月超3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先(求人者)で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

許可番号 26 - ユ - 300430

許可年月日 平成 30年 4月 1日

## 有料職業紹介事業許可証

(氏名又は名称) 株式会社カワタキコーポレーション

(所在地) 京都府京都市南区久世築山町212番地1

上記の者は、職業安定法第30条第1項の許可を受けて、下記のとおり有料職業紹介事業を行う者であることを証明する。

令和 8年 4月 1日

厚生労働大臣

上野賢一郎



記

- 取扱職種の範囲等  
全職種  
国内

- 
- 事業所の  
名称 株式会社カワタキコーポレーション  
所在地 京都府京都市南区久世築山町212番地1

- 
- 許可の有効期間 令和 8年 4月 1日から令和 13年 3月31日までとする。